

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加)について

(諮問第3119号)

<目次>

1	諮問書	資料96－5－1
2	申請概要	資料96－5－2
3	審査結果	資料96－5－3

別添 1 接続約款変更認可申請書 (写) (東日本)

別添 2 接続約款変更認可申請書 (写) (西日本)

諮問第3119号  
令和元年6月21日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 石田 真

諮 問 書

東日本電信電話株式会社（代表取締役社長 井上 福造）及び西日本電信電話株式会社（代表取締役社長 小林 充佳）から、令和元年6月17日付け東相制第19-00023号及び西設相制第000039号により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づき接続約款の変更の認可申請があった。

当該申請について審査した結果、諮問3115号についてIP網終端装置に関する部分が案のとおり答申された場合において、次の点が確保された場合には、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められるため、同項の規定により認可することとしたい。

附則第2項の規定中「3ヶ月」を「6ヶ月」とすること。

上記のことについて、法第169条第1号の規定により諮問する。

以上

**東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の  
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の  
変更の認可申請に関する説明  
(網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加)**

令和元年6月

# 網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加について

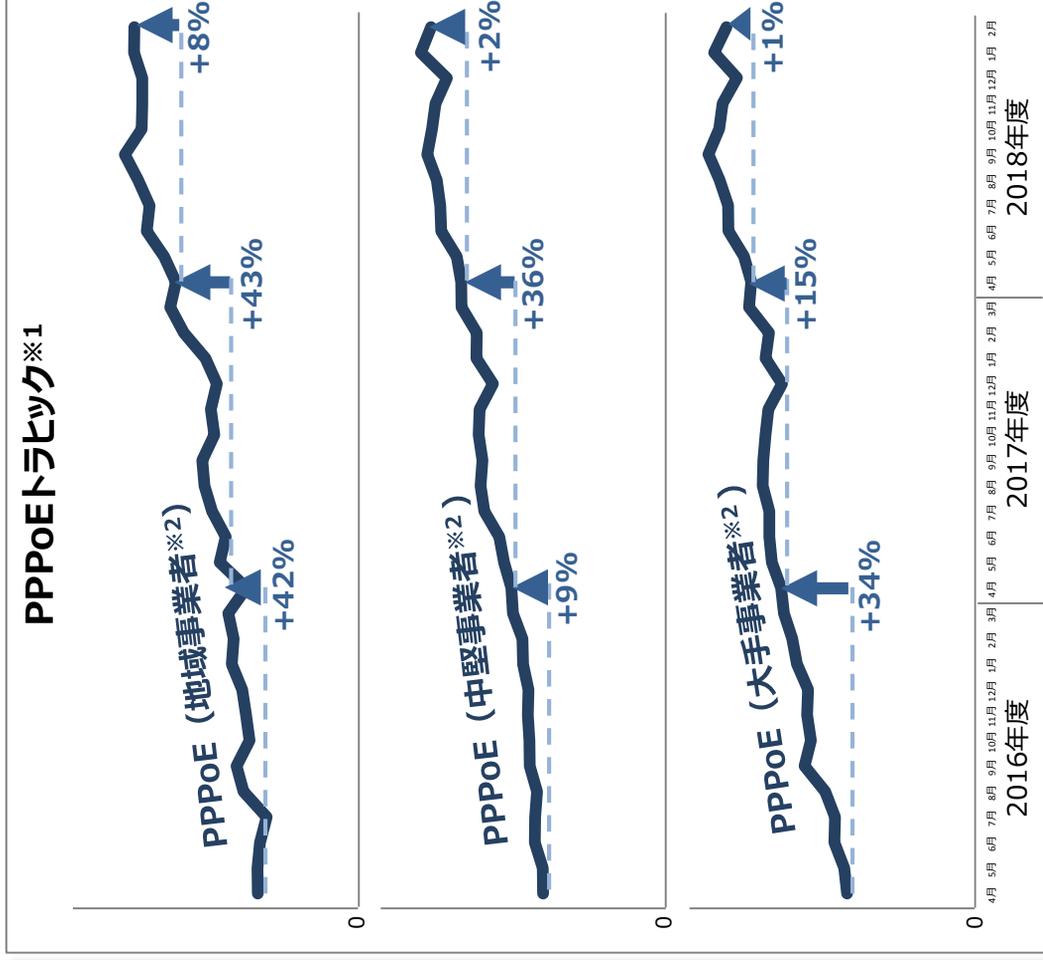
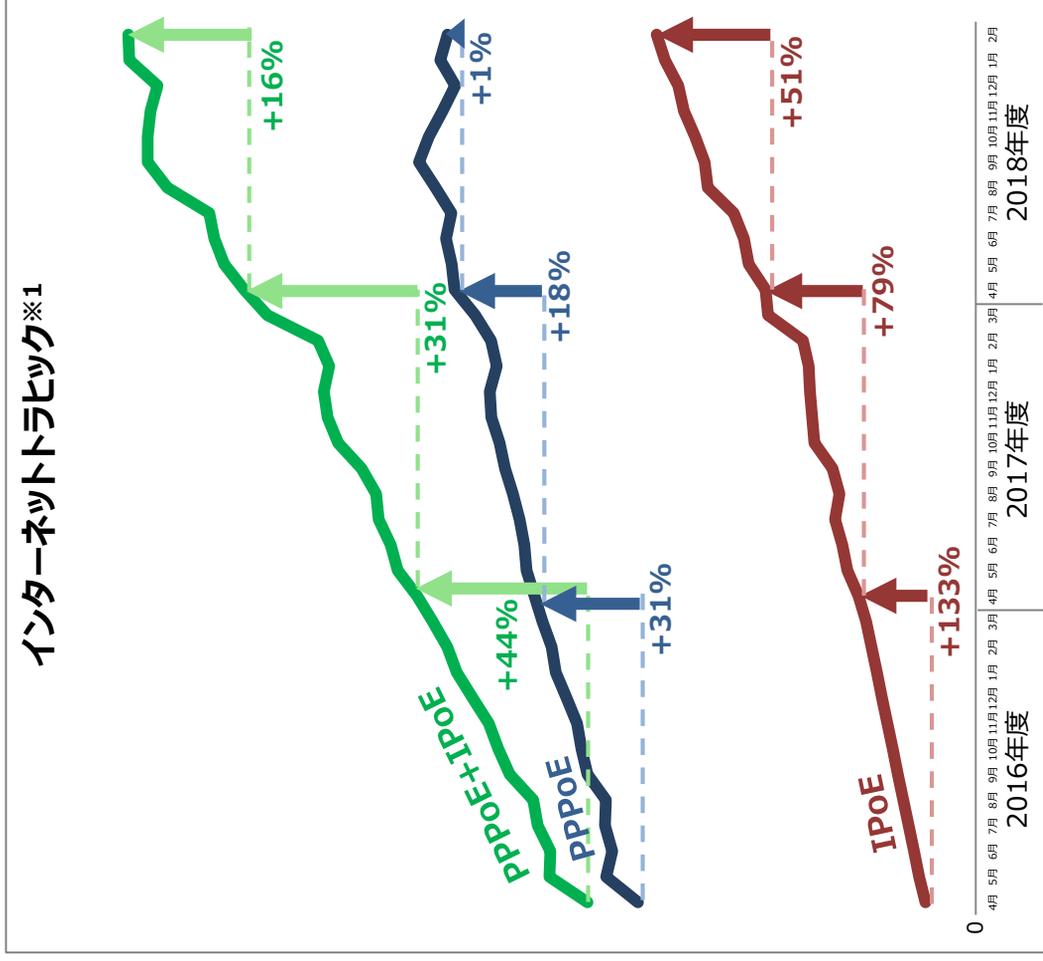
網終端装置に係る接続メニューについて、インターネットトラフィックの増加に対応するため、地域事業者向けの新たな区分を設ける。

- これまでNTT東日本・西日本においては、ISP事業者のニーズに応じた装置の大容量化等、様々なメニューを提供してきており、直近においても、以下の対応が行われている。
  - ・2018年4月：「自由に増設が可能となる網終端装置メニュー（D型）」提供開始
  - ・2018年6月：網終端装置の増設基準の見直しを実施（基準セッション数の20%引下げ）
- 一方で、インターネットトラフィックは依然として増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、更なる対応として、NTT東日本・西日本から、ICTの普及を促進し地域活性化を期待されている地域事業者<sup>※</sup>のニーズに応えるべく、増加するインターネットトラフィックに柔軟に対応可能であり、かつ利用しやすい網終端装置の新たな接続メニューを追加するとの表明があった。
- 具体的には、現に利用しているC型等・C-20型等の台数（増設基準ありのメニューの台数に限り、利用を開始していないが利用の申込みを行った台数を含む。）が別で定める台数（30台とすることを予定。）を超えない場合には、網終端装置の増設基準を緩和（300セッションとすることを予定）することである。
- NTT東日本・西日本は、このような取組やIPoEへの移行を柔軟に組み合わせることなどにより、全ての区分のISP事業者（地域/中堅/大手）<sup>※</sup>が今後のインターネットトラフィックの増加に対して柔軟に対応可能となっている。

※ 大手事業者：全国提供かつIPoEを主力としている事業者  
中堅事業者：全国提供かつPPPoEを主力としている事業者  
地域事業者：特定エリアでサービス提供をしている事業者

# NGNにおけるインターネットトラフィックの動向（NTT東日本）

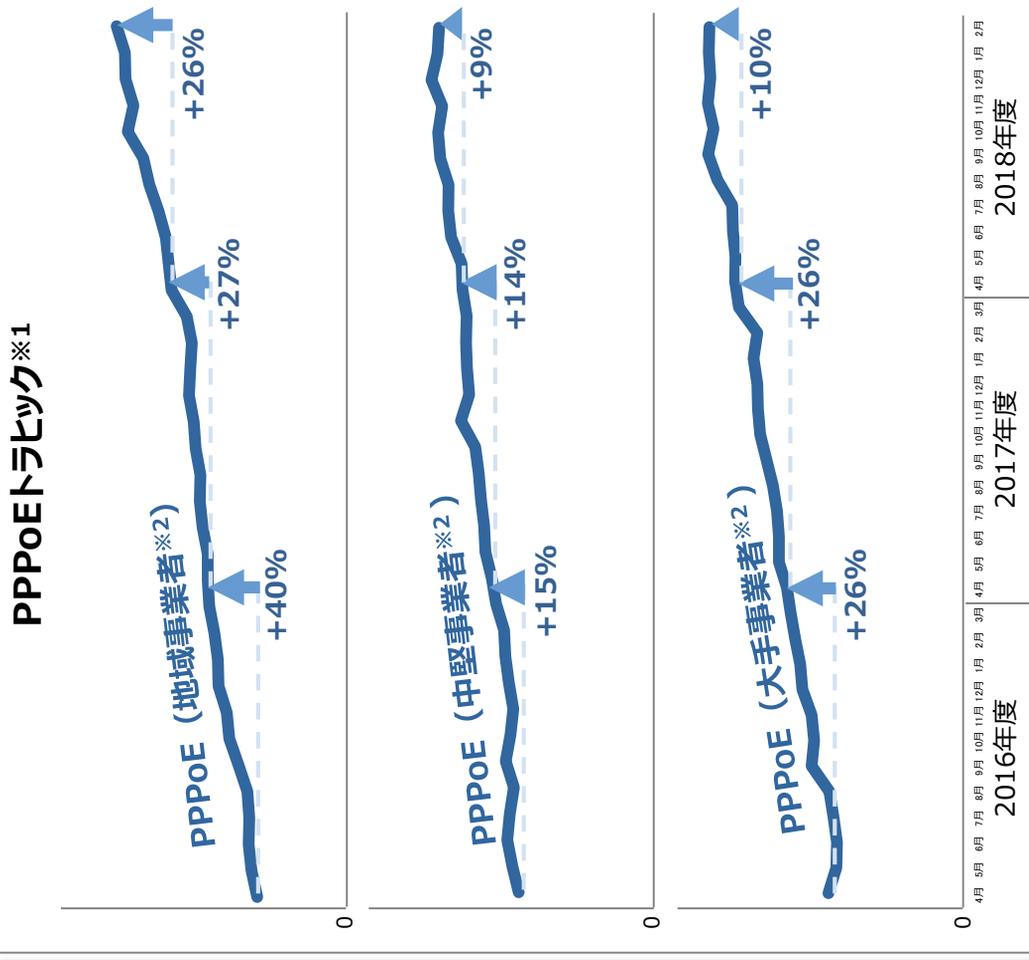
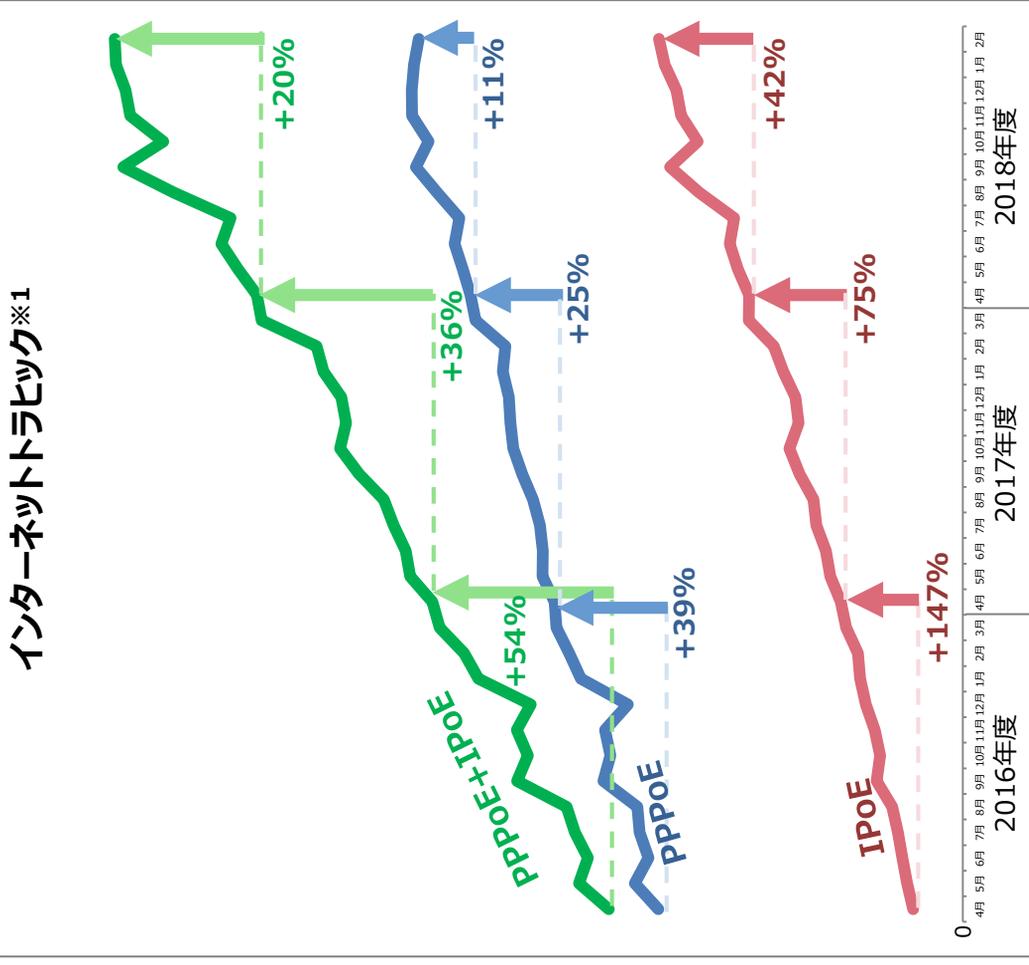
- ・インターネットトラフィックは依然として増加傾向にある。
- ・PPPoE方式においては、大手・中堅事業者と比べて地域事業者のトラフィックが増加傾向にある。



※1 NGN用網終端装置又はGWルータを疎通するダウンロードトラフィックについて、月毎の最繁忙時間のデータをプロットしたグラフ。また増加率は、年度毎の4月データを比較したもの。(2018年度は4月と2月データを比較したもの。)  
 ※2 特定エリアでのサービス提供をしている事業者を「地域事業者」、全国提供かつPPPoEを主力としている事業者を「中堅事業者」、全国提供かつIPOEを主力としている事業者を「大手事業者」と分類。

# NGNにおけるインターネットトラフィックの動向（NTT西日本）

- ・インターネットトラフィックは依然として増加傾向にある。
- ・PPPoE方式においては、大手・中堅事業者と比べて地域事業者のトラフィックが増加傾向にある。



※1 NGN用網終端装置又はGWルータを疎通するダウンロードトラフィックについて、月毎の最繁時間のデータをプロットしたグラフ。また増加率は、年度毎の4月データを比較したもの。(2018年度は4月と2月データを比較したもの。)  
 ※2 特定エリアでのサービス提供をしている事業者を「地域事業者」、全国提供かつPPPoEを主力としている事業者を「中堅事業者」、全国提供かつIPOEを主力としている事業者を「大手事業者」と分類。

# 網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加について（NTT東日本）

## 現行

### 約款規定

機能名	増設基準あり				増設基準なし
	(53)ア欄				
メニュー名 <sup>※1</sup>	C型等		C-20型等		D型
	B型	C型	C-50型	C-20型	
増設基準セッジョン数	2,235	6,300	4,000	1,600	-

NTT東日本が別に定める基準

## 申請

### 約款規定

機能名	増設基準あり				増設基準なし		
	(53)ア欄(イ) (一定台数 <sup>※2</sup> 超)						
メニュー名 <sup>※1</sup>	C型等				D型 <sup>※5</sup>		
	B型	C型 <sup>※4</sup>	B型	C型		附則 <sup>※3</sup> C-20型等	
増設基準セッジョン数	300	300	2,235	6,300	4,000	1,600	-

NTT東日本が別に定める基準

※1 インタフェース帯域は、全て1Gbps

※2 NTT東日本・西日本が別に定める台数(30台と表明されている。)

※3 令和元年6月17日付け東相制第19-00023号により申請中の附則第5項

※4 2019年●月●日以前に利用(申込みを含む。以下同じ。)を開始しているC-20型等を含む。(53)ア欄(ア)の機能を利用する場合、C型等へ自動的に移行する。)

※5 D型を利用している接続事業者について、改正規定の実施日から3か月(案のとおりに回答された場合には、6か月とする)補正申請を求めると、補正申請を受けた後に意見募集を開始する予定。)を経過する日までに申し出た場合であって、現に利用しているC型等の台数が別に定める台数までのときは、D型の利用から新区分の利用に変更することが可能。

# 網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加について（NTT西日本）

## 現行

### 約款規定

NTT西日本が別に定める基準

機能名	増設基準あり			増設基準なし
	(51)ア欄			(51)ウ欄
メニュー名 <sup>※1</sup>	フレッツ用	Ⅲ型/B型	C型	D型
増設基準セッション数	2,032	1,784	4,000	-

## 申請

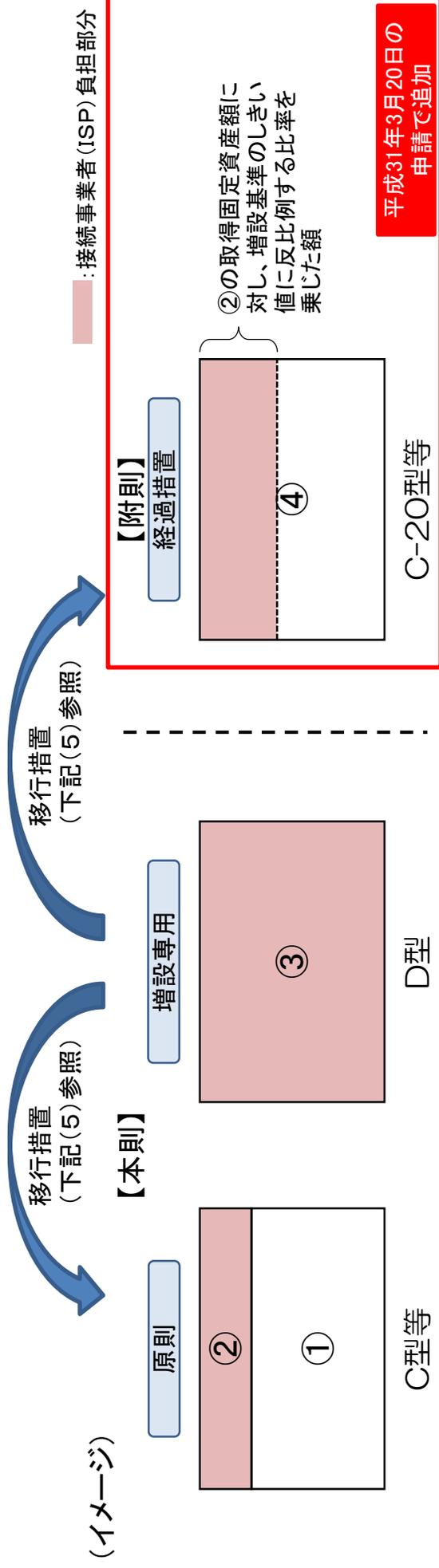
### 約款規定

NTT西日本が別に定める基準

機能名	増設基準あり			増設基準なし
	(51)ア欄(ア) (一定台数 <sup>※2</sup> 以下)			(51)ア欄(イ) (一定台数 <sup>※2</sup> 超)
メニュー名 <sup>※1</sup>	フレッツ用	Ⅲ型/B型	C型	Ⅲ型/B型
	フレッツ用	Ⅲ型/B型	C型	Ⅲ型/B型
増設基準セッション数	300	300	300	1,784
	2,032	4,000	4,000	-

※1 インタフェース帯域は、フレッツ用が100Mbps、それ以外は1Gbps  
 ※2 NTT東日本・西日本が別に定める台数(30台と表明されている。)  
 ※3 前頁の※3から※5までは同様

NTT東日本に対する行政指導「第一種指定電気通信設備との接続の業務の適正化について(指導)」(平成30年12月18日総基料第270号)により接続約款の定めと乖離していると判断された「C-20型等」について、継続提供を可能とするため次のとおり措置



**【本則】**

- ① 網終端装置のうちインタフェース相当以外の部分の負担を行うための機能(増設基準を設けるもの) (網使用料)
- ② 網終端装置のうちインタフェース相当の部分の負担を行うための機能(増設基準を設けるもの) (網改造料)
- ③ 網終端装置全体の負担を行うための機能(増設基準を設けないもの。接続事業者の要望による増設のためのものに限る。) (網改造料)

**【附則】**

- ④ 網終端装置全体の負担を行うための機能(増設基準を設けるもの) (NTT東日本と他事業者が負担を按分。増設基準のしきい値に反比例する形で接続事業者の負担額が上昇。) (網改造料)

(1) 平成30年12月末時点でC-20型等を利用している接続事業者は④機能を利用しているものとみなす。

(2) ④機能の接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付は、平成32年6月末まで実施するものとする。

(3) 網終端装置の増設を申し込む際、既存の網終端装置について②機能から④機能に変更することができるものとする。(平成32年6月末まで)

(4) ④機能の接続料は、当該機能を利用する接続事業者とNTT東日本で申込みがあった網終端装置に応じて按分して負担するものとする。

(5) D型を利用している接続事業者に関して、平成30年5月31日までに申込みがあった網終端装置について、改正規定の適用日から3か月(案のとおり答申され補正がされた場合には、6か月)を経過する日までに申し出た場合であって、平成30年6月1日時点におけるC型等又はC-20型等の増設基準を満たしているときは、D型の利用から、C型等又はC-20型等の利用に変更することが可能。

※ 本改定規定は、平成31年1月1日に溯及して適用。

# 今後のトラフィック増加への対応について

委員限り

- ・ NTT東日本・西日本から今後のトラフィック増加に対応する方向性を今後の大胆な予測値とともに聴取したところ、次のとおり。
- ・ 新たな区分に適用される増設基準（以下「新メニュー」という。）により相当の改善が見込まれるとともに、新メニューが適用されない接続事業者においても、IPoE等により改善されていく見込みであり、どの区分の接続事業者も柔軟に対応可能になるとの説明がなされた。

事業者区分	事業者数 ※1		今後のトラフィック増加の大胆な予測値を踏まえた想定される対応
	東	西	
地域事業者	15	24	<p>新メニューが適用される接続事業者のうち、3年後の帯域使用率※2が50%以下の者：約9割 50%超70%以下の者：約1割 （いずれも東西合計）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 網終端装置に係る新メニューで帯域使用率改善可能</li> <li>・ 現時点においても、帯域使用率が低く、現行装置で対応可能</li> <li>・ IPoE事業者よりローミング提供を受けており、ISPの経営判断としてIPoE接続を推進</li> </ul>
中堅事業者	11	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 網終端装置に係る新メニューで帯域使用率改善可能</li> <li>・ 現時点においても、帯域使用率が低く、現行装置で対応可能</li> <li>・ IPoE事業者よりローミング提供を受けており、IPoE接続の利用を柔軟に組み合わせながら対応</li> </ul> <p>⇒ 結果的に移行元であるPPPoEのスループットも改善可能</p>
大手事業者	9	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自身がIPoE事業者として、IPoE接続を推進</li> <li>・ IPoE事業者よりローミング提供を受けており、ISPの経営判断としてIPoE接続を推進</li> </ul> <p>⇒ 結果的に移行元であるPPPoEのスループットも改善可能</p>

※1 1Gbpsのアクセスラインを収容可能な網終端装置を利用するISP事業者

※2 36か月分のデータを使用した単回帰式により機械的に算定したトラフィック・セッション数を用いて帯域使用率を予測。帯域使用率は、1時間毎計測値による日毎ピーク値の1か月平均。

# 網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加に関する今後のスケジュール(案)

6月21日(金) 電気通信事業部会 諮問

6月下旬頃 意見招請(1回目) 開始

7月下旬頃 意見招請(1回目) 終了

7月下旬頃 意見招請(2回目) 開始

8月上旬頃 意見招請(2回目) 終了

8月中旬頃 接続委員会

8月23日(金) 電気通信事業部会 答申

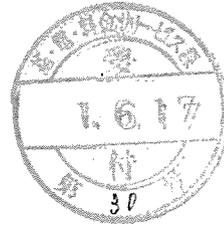
# 審査結果

(網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加について)

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号。以下「接続料規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、諮問第 3115 号について IP 網終端装置に関する部分が案のとおり答申された場合において、本件申請における改正規定のうち、附則第 2 項の規定中「3ヶ月」を「6ヶ月」にしたときは、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ア)	—	変更事項なし
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)イ)	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能に基づいて定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められている※と認められる。 ※諮問第 3115 号について IP 網終端装置に関する部分が案のとおり答申された場合において、本件申請における改正規定のうち、附則第 2 項の規定中「3ヶ月」を「6ヶ月」にしたとき。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ウ)	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)エ)	—	変更事項なし
5 施行規則第 23 条の 4 第 2 項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ)	適	【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び第 1 号の 2 に係る事項】 変更事項なし  【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号の 3 に係る事項】 関門系ルータの増設に係る基準及び条件について、適正かつ明確に定められていると認められる。  【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号から第 12 号までに係る事項】 変更事項なし
6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	—	変更事項なし
7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合	適	自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。

<p>の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))</p>		
<p>8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))</p>	<p><b>適</b></p>	<p>特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。</p>



別添 1

接続約款変更認可申請書

東相制第19-00023号  
2019年6月17日

総務大臣  
石田 真敏 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくきんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

いのうえ ふくぞ

代表取締役社長 井上 福造

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第2 網改造料 1 適用	区分	備考
(1)～(4) (略)	(略)	
1-1 網改造料の対象となる機能		
(1)～(52) (略)	(略)	(略)
(53) IP通信網との接続に係る機能 (IPoE接続に係るものを除く)	ア IP通信網終端装置 (ウに定めるもの以外) に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能  イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能  ウ IP通信網終端装置 (増設基準を設けないもの) に限ります。 ) においてPPPoE接続を行うための機能	

附 則  
(実施時期)

- この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額については平成31年4月1日、第2項、第3項及び第5項については平成31年1月1日に遡及して適用します。
- ただし、この改正規定のうち、料金表第1表第1 (網使用料) 2-4第4欄イ(ハ)～(ケ)欄については当社の準備が整い次第、実施します。

- IP通信網との接続に係る機能の経過措置)
- 平成30年12月末日時点で料金表第1表接続料金第2網改造料1-1 (網改造料の対象となる機能) 第53欄ア欄において、以下の機能相当を利用している協定事業者は、本規定の適用後、以下の表の網改造料の対象となる機能 (以下、本附則において本機能といいます。) を利用しているものとみなします。

新

第2 網改造料 1 適用	区分	備考
(1)～(4) (略)	(略)	
(5) IP通信網との接続に係る機能 (IPoE接続に係るものを除く) の適用の特例	1-1 (網改造料の対象となる機能) 第53欄ア欄については、協定事業者が現に利用しているIP通信網終端装置 (同ウ欄に定めるものを除きます。) 及び第23条 (接続用設備の設置又は改修の申込み) 第1項に基づく申込みを現に行っているIP通信網終端装置 (同ウ欄に定めるものを除きます。) の台数の合計が、当社が別に定める台数以下の場合 (以下、(7)欄を、それ以外の場合は(4)欄をそれぞれ適用します。)	
1-1 網改造料の対象となる機能		
(1)～(52) (略)	(略)	(略)
(53) IP通信網との接続に係る機能 (IPoE接続に係るものを除く)	ア IP通信網終端装置 (ウ欄に定めるものを除きます。) に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能  イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能  ウ IP通信網終端装置 (増設基準を設けないもの) に限ります。 ) においてPPPoE接続を行うための機能	

附 則  
(実施時期)

- この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額については平成31年4月1日、第2項、第3項及び第5項については平成31年1月1日に遡及して適用します。
- ただし、この改正規定のうち、料金表第1表第1 (網使用料) 2-4第4欄イ(ハ)～(ケ)欄については当社の準備が整い次第、実施します。

- IP通信網との接続に係る機能の経過措置)
- 平成30年12月末日時点で料金表第1表接続料金第2網改造料1-1 (網改造料の対象となる機能) 第53欄ア欄において、以下の機能相当を利用している協定事業者は、本規定の適用後、以下の表の網改造料の対象となる機能 (以下、本附則において本機能といいます。) を利用しているものとみなします。

区分	備考
IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）	IP通信網終端装置（増設基準を設けるものに限ります。）において料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄によらずにPPPoE接続を行うための機能

3 本機能は料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の補完的な機能と位置付け、平成32年6月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとします。

4 協定事業者は、協定事業者が第25条（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）第1項第5号に規定するIP通信網終端装置の増設の申込みを行う際、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項の申込みにより、第3項に規定する日までの間、同一の網終端装置を対象として、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の機能から本機能に変更することができるとします。この場合において、当社は当該増設に係る第28条（完成通知）に規定する完成通知に記載した期日を含む月から当該網改造料を適用します。

5 本機能は、本機能のIP通信網終端装置に係る網改造料を、本機能を利用する協定事業者及び一般収容局接続ルーティング伝送機能を利用する事業者が按分して負担するものとし、本機能を利用する協定事業者が負担する料金額は、本機能に係るIP通信網終端装置の按分前の料金額を上限に、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の対象となる本機能と同一種類のIP通信網終端装置（以下この項において「同一網終端装置」といいます。）の増設基準で定めるしきい値を本機能の対象となるIP通信網終端装置の増設基準で定めるしきい値で除した値に、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の同一網終端装置の取得固定資産価額を乗じたものを取得固定資産価額として網改造料の算出式を準用して算定するものとします。

6 協定事業者が現に利用しているIP通信網との接続に係る機能（料金表第1表第2（網改造料）1（適用）1-1第53欄ウ欄に限ります。）のうち、平成30年5月31日までに申込みがあったIP通信網終端装置について、本規定の適用日から3ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合であって、同ア欄又は同ア欄における本機能相当の増設基準（平成30年6月1日時点の増設基準とします。）を満たしている場合に限り、協定事業者は第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項の申込みにより協定事業者が現に利用している同ウ欄の機能をそれぞれ同ア欄又は本機能に変更できるものとします。この場合において、当社は協定事業者が申し出た月の翌月から当該網改造料を適用します。

区分	備考
IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）	IP通信網終端装置（増設基準を設けるものに限ります。）において料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄によらずにPPPoE接続を行うための機能

3 本機能は料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の補完的な機能と位置付け、平成32年6月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとします。

4 協定事業者は、協定事業者が第25条（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）第1項第5号に規定するIP通信網終端装置の増設の申込みを行う際、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項の申込みにより、第3項に規定する日までの間、同一の網終端装置を対象として、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の機能から本機能に変更することができるとします。この場合において、当社は当該増設に係る第28条（完成通知）に規定する完成通知に記載した期日を含む月から当該網改造料を適用します。

5 本機能は、本機能のIP通信網終端装置に係る網改造料を、本機能を利用する協定事業者及び一般収容局接続ルーティング伝送機能を利用する事業者が按分して負担するものとし、本機能を利用する協定事業者が負担する料金額は、本機能に係るIP通信網終端装置の按分前の料金額を上限に、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の対象となる本機能と同一種類のIP通信網終端装置（以下この項において「同一網終端装置」といいます。）の増設基準で定めるしきい値を本機能の対象となるIP通信網終端装置の増設基準で定めるしきい値で除した値に、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の同一網終端装置の取得固定資産価額を乗じたものを取得固定資産価額として網改造料の算出式を準用して算定するものとします。なお、本機能に係る料金額の算定において用いるしきい値は同ア欄の増設基準で定めるしきい値に限りません。

6 協定事業者が現に利用しているIP通信網との接続に係る機能（料金表第1表第2（網改造料）1（適用）1-1第53欄ウ欄に限ります。）のうち、平成30年5月31日までに申込みがあったIP通信網終端装置について、本規定の適用日から3ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合であって、同ア欄又は同ア欄における本機能相当の増設基準（平成30年6月1日時点の増設基準とします。）を満たしている場合に限り、協定事業者は第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項の申込みにより協定事業者が現に利用している同ウ欄の機能をそれぞれ同ア欄又は本機能に変更できるものとします。この場合において、当社は協定事業者が申し出た月の翌月から当該網改造料を適用します。

附 則  
(実施時期)

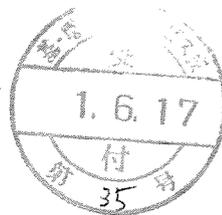
1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。本改正規定の実施の際、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄を現に利用している協定事業者又は当該機能に係る接続申込みを行った協定事業者は、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1（適用）第5欄に定める(7)欄の対象となる場合は同(7)欄を、それ以外の場合は同(4)欄を、それぞれ利用又は申込みしていることとします。

(IP通信網との接続に係る機能の経過措置)

- 2 協定事業者が現に利用し、又は接続申込みを行っているIP通信網との接続に係る機能(料金表第1表第2(網改造料)1(適用)1-1第53欄ウ欄に限りません。のうち、第2(網改造料)1(適用)第5欄に定める料金表第1表第2(網改造料)1(適用)1-1第53欄ア(7)欄の対象となる協定事業者が本改正規定の実施日において利用し又は申込みを行っているIP通信網終端装置(同ウ欄に定めるもの)に限りません。について、同ア(7)欄の対象となった日から3ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出した場合であって、同ア(7)欄に適用される増設基準(本項の規定による機能の変更の時点における増設基準としません。)を満たしている場合に限り、同ウ欄を利用している協定事業者は第23条(接続用設備)の設置又は改修の申込み)第1項の申込みにより、同ア(7)欄による利用又は申込みに変更できません。この場合において、当社は協定事業者が申し出した月の翌月から当該網改造料を適用します。
- 3 附則(令和●年●月●日東相制第18-00108号)第2項で定める機能を利用し、又は当該機能に係る接続申込みを行っている協定事業者が、料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)1(適用)第5欄に定める(7)欄の対象となる場合は、同一の網終端装置を対象として、その利用又は申込みについては、料金表第1表(接続料金)第2(網改造料)1-1(網改造料)1-1(網改造料)第53欄ア(7)欄を利用し又は申込みを行っていることとします。この場合において、協定事業者が当該機能を現に利用している場合は、当社は本改正規定の実施日の属する月の翌月から当該(7)欄の網改造料を適用します。

※二重下線部は、平成31年3月20日東相制第18-00108号にて認可申請中です。

※二重波下線部は、平成31年3月20日東相制第18-00108号にて認可申請中のもので、本申請(令和元年6月17日東相制第19-00023号)にて認可申請するものです。



別添2

接続約款変更認可申請書

西設相制第000039号  
2019年6月17日

総務大臣  
石田 真敏 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぼちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

こばやし み

代表取締役社長 小林 充

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第2 網改造料 1 適用	備 考
(1)～(4) (略)	

新

第2 網改造料 1 適用	備 考
(1)～(4) (略)	
(5) I P通信網との接続に係る機能 (I P o E接続に係るものを除く) の適用の特例	1-1 (網改造料の対象となる機能) 第51欄ア欄については、協定事業者が現に利用している I P通信網終端装置 (同ウ欄に定めるものを除きます。) 及び第23条 (接続用設備の設置又は改修の申込み) 第1項に基づく申込みを現に行っている I P通信網終端装置 (同ウ欄に定めるものを除きます。) の台数の合計が、当社が別に定める台数以下の場合 (7) 欄を、それ以外の場合は (4) 欄をそれぞれ適用します。

1-1 網改造料の対象となる機能		備 考
(1)～(50) (略)	(略)	(略)
(51) I P通信網との接続に係る機能 (I P o E接続に係るものを除く)	ア I P通信網終端装置 (ウに定めるもの以外) に協定事業者との P P P o E接続のためのインタフェース相当を付与する機能  イ I P通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能  ウ I P通信網終端装置 (増設基準を設けないもの) に限ります。) において P P P o E接続を行うための機能	

1-1 網改造料の対象となる機能		備 考
(1)～(50) (略)	(略)	(略)
(51) I P通信網との接続に係る機能 (I P o E接続に係るものを除く)	ア I P通信網終端装置 (ウ欄に定めるものを除きます。) に協定事業者との P P P o E接続のためのインタフェース相当を付与する機能  イ I P通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能  ウ I P通信網終端装置 (増設基準を設けないもの) に限ります。) において P P P o E接続を行うための機能	

附 則  
(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。本改正規定の実施の際、料金表第1表 (接続料金) 第2 (網改造料) 1-1 (網改造料の対象となる機能) 第51欄ア欄を現に利用している協定事業者又は当該機能に係る接続申込みを行った協定事業者は、料金表第1表 (接続料金) 第2 (網改造料) 1 (適用) 第5欄に定める(7)欄の対象となる場合は同(7)欄を、それ以外の場合は同(4)欄を、それぞれ利用又は申込みしていることとします。

(I P通信網との接続に係る機能の経過措置)

2 協定事業者が現に利用し、又は接続申込みを行っている I P通信網との接続に係る機能 (料金表第1表第2 (網改造料) 1 (適用) 1-1 第51欄ウ欄に限りません。) のうち、第2 (網改造料) 1 (適用) 第5欄

に定める料金表第1表第2（網改造料）1（適用）1－1第51欄ア(7)欄の対象となる協定事業者が本改正規定の実施日において利用し又は申込みを行っているIP通信網終端装置（同ウ欄に定めるものに限ります。）について、同ア(7)欄の対象となった日から3ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合であって、同ア(7)欄に適用される増設基準（本項の規定による機能の変更の時点における増設基準とします。）を満たしている場合に限り、同ウ欄を利用している協定事業者は第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項の申込みにより、同ア(7)欄による利用又は申込みに変更できるものとします。この場合において、当社は協定事業者が申し出た月の翌月から当該網改造料を適用します。